



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M O 生

◎内務省告示第二百十六號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ
改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノノ左ノ如シ

昭和十四年四月二十一日

内務大臣侯爵 木戸 幸一

路線名 區 間 工事終了ノ期日

十二號 自岐阜縣羽島郡松桜村 至岡縣同郡柳津村 昭和十四年四月二十一日

◎内務省告示第二百五十四號

國道一號及二號路線ノ一部ヲ變更シ且國道三十九號路線ヲ
認定シ大正九年四月内務省告示第二十八號中左ノ通改正ス

昭和十四年四月二十七日

内務大臣侯爵 木戸 幸一

一號路線經過地中「靜岡縣田方郡三島町」ノ次ニ「駿東郡
大岡村神道、沼津市」ヲ加フ

二號路線經過地中「下關市(西細江町經由)門司市」トアル
ヲ「下關市(關後地村經由)門司市(大字門司文字經由)」

ニ改ム

三十八號路線ノ次ニ

「三十九號東京市ヨリ下關港ニ達スル路線

經過地

ヲ加フ

二號路線(下關市關後地村ニ於テ分岐)」

◎内務省告示第二百五十五號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ
改築ヲ爲スベキ國道ノ路線名、區間及工事開始ノ期間左ノ
如シ

昭和十四年四月二十七日

内務大臣侯爵 木戸 幸一

路線名

區

間

工事開始ノ期日

一號

自神奈川縣足柄下郡温泉村
至静岡縣沼津市三枚橋

昭和十四年四月二十八日

二號

自山口縣下關市大字前田
至福岡縣門司市大字門司

同

三十九號

自山口縣下關市大字關後地村
至同縣同市大字壇之浦町

◎内務省告示第二百七十三號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ
改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十四年五月五日

内務大臣侯爵 木戸 幸一

路線名

區

間

工事終了ノ期日

十五號

自奈良縣奈良市今小路町
至同縣同市登大路町

昭和十四年五月五日

◎内務省告示第二百八十九號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ
改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十四年五月十五日

内務大臣侯爵 木戸 幸一

路線名

區

間

工事終了ノ期日

二十二號

香川縣木田郡牟禮村地内

昭和十四年五月十五日

◎土地收用事業認定

土地收用事業規定にして官報に公告せられたるもの左の如し。

道府縣	起業者	事業種別	起業地	認定月日
福岡	鐵道大匠	停車場改良	福岡縣山門郡三橋村地内	四、二〇
秋田	秋田縣	用水路改良	秋田縣由利郡矢島町、西瀧澤村地内	四、二一
山口	鐵道大臣	停車場改良、道路並 =水路附設	山口縣下關市大字武久、後田地内	五、四
富山	富山縣知事	橋梁並=道路改築	富山縣婦負郡細入村、上新川郡大澤野村地内	〃
兵庫	阪神上水道市町村組合	水道敷設	兵庫縣武庫郡甲東村、武庫村、瓦木村、川邊郡立花村、園田村、尼崎市地内	五、九
高知	四國中央水力株式會社	電氣裝置	高知縣土佐郡本川村地内	五、一二

◎土木地方債許可概要

許可月日	許可額	目的	團體名	道府縣
三月三十一日付	一、八〇〇	河川改修費負擔金	大河原町	宮城縣
四月一七日	〃	河川改修費寄附金	八東村	高知縣
三月三十一日付	二、一〇〇	東北振興土木費	岩手縣	〃
四月一八日	四五、〇〇〇	上水道事業費	千葉縣	〃
三月三十一日付	一三五、八〇〇	下水道費	東京市	東京府
三月三十一日付	一、三三〇、〇〇〇	橋梁費寄附金	本郷町	鹿兒島縣
五月三十一日付	〃	〃	〃	〃
四月一十九日	一、五〇〇	〃	〃	〃

〃	一、一〇〇	河川改修附帶工事費	川添村	秋田縣
四、二〇〇	三、七〇〇	河川改修費負擔金	中黒瀨村	廣島縣
〃	一、三四〇、八〇〇	水道擴張工事費	小倉市	福岡縣
〃	一、一〇〇	災害復舊費	余市町	北海道
〃	三、七〇〇	海嘯災害豫防施設費寄附金	大槌町	岩手縣
〃	二、五〇〇	河川改修費寄附金	上本島村	長野縣
〃	一六、〇〇〇	道路改修費寄附金	水内村	〃
四、二二	四、〇〇〇	河川改修費負擔金	東中筋村	高知縣
〃	二、〇〇〇	道路新設費	浦和市	埼玉縣
〃	二〇、四〇〇	道路費負擔金	宮浦町外二ヶ村道路組合	京都府
〃	二、四〇〇	河川改修費負擔金	郷原村	廣島縣
〃	一、八〇〇	〃	沼田東村	〃
〃	八八、〇〇〇	港灣修築費負擔金	尾道市	〃
〃	一、五〇〇	河川改修費負擔金	穗北村	宮崎縣
〃	一、九〇〇	〃	三威村	〃
〃	八、〇〇〇	〃	三納村	〃
〃	一、八〇〇	〃	都於郡村	〃
〃	一、八〇〇	〃	廣瀨村	〃
〃	一、二〇〇	〃	佐土原村	〃
〃	一、八〇〇	〃	富田村	〃

二、一〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二、〇〇〇	九、三〇〇	七、〇〇〇	一〇、八〇〇	三、〇〇〇	三八、〇〇〇	四、六〇〇	一〇、三〇〇	五三三、三〇〇	五、〇〇〇	一九四、六〇〇	八五、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一九、八〇〇	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二、五〇〇
港灣修築費負擔金	河川改修費寄附金	道路改修費寄附金	道路改修費負擔金	道路改修費負擔金	道路改修費負擔金	林道開設費	下水道工事費	漁港修築費負擔金	飛行場道路費	港灣修築費寄附金	災害復舊費	砂防費	河川改修費	漁港修築費負擔金	道路改修費	港灣修築費負擔金	道路費寄附金	道路費寄附金	道路費	
妻	石	秋	廣	下	坂	西	那	野	大	德	七	德	新	四	德	飾	那	小		
妻	卷	田	山	久	城	保	那	豐	磯	島	尾	島	湯	倉	島	磨	山	川		
町	市	市	村	村	町	村	市	村	町	縣	町	縣	縣	縣	縣	町	市	町	町	
岩	秋	長	長	長	山	山	長	沖	福	神	石	福	福	兵	瀨	重	三			
手	田	野	野	野	梨	梨	野	繩	島	奈	川	島	島	庫	島	島	重			
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	

法

令

◎自動車交通事業法に依る申請に對

する處分

自動車道及自動車道事業

神奈川縣

駿豆鐵道箱根遊船 一般自動車道工事方法變更認可

駿豆鐵道箱根遊船株式會社申請に係る自湖尻至大芝間の一般自動車道事業は國道一號線中足柄下郡元箱根村地内の道路改築の爲終點位置を足柄下郡元箱根村字大芝九三ノ三亘長六杆八五六米四〇に變更せむとするの件は四月二十六日神土第一三六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり
京都府

永井喜代治 一般自動車道事業經營却下

天橋立運輸株式會社發起人代表者永井喜代治申請に係る自與謝郡吉津村字文珠至同郡同村字同間延長二杆二五三に於て有效幅員六米（二車線）を以て一般自動車道を開設せむとするの件は五月十日10京土第一四七號を以て内務、鐵道

兩大臣より却下ありたり。

大阪府

大阪電軌 一般自動車道事業廢止許可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る自大阪府大阪市東成區中道町二四五至大阪府中河内郡大戸村大字大戸二九一間延長七哩五十一鑽五十節は曩に奈良急行自動車株式會社より大阪奈良間の一般自動車道事業を譲受けたる結果として本施設は近接並行して重複施設と爲るを以て交通統制の趣旨も考慮して之を廢止せむとするの件は五月九日13阪土第二三三號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。
熊本縣

大阿蘇觀光道 一般自動車道工事施行認可

大阿蘇觀光道株式會社申請に係る阿蘇線自阿蘇郡長陽村山田一四七ノ三六至同郡同村山上二四八八間延長六、三五米の省線豐肥線と高底交叉箇所に於て一般自動車道事業の開設工事を施行せむとするの件は昭和十四年十一月十日迄に工事に着手し昭和十五年十一月十日迄に竣功するものと

して五月十日12熊土第一二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○軌道法に依る申請に對する處分

宮城縣

松島電車 運輸營業休止許可

松島電車株式會社申請に係る全路線に亘り改良工事施行の爲債務を負擔しありたる處昭和十三年一月二十一日債權者の不法なる策動に依り軌道其の他を競賣に附せられたる結果之が競落人と示談中競落人は其の翌夜無法にも百餘人の人夫を引具し軌條を撤廢せる爲電車運轉不能に陥りたるを以て昭和十三年十二月二十日迄運輸營業を休止せむとするの件は五月十日監第八三三號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

宮城電鐵

自松島驛前
至松島海岸

間軌道運輸營業休止許可

宮城電氣軌道株式會社申請に係る松島電車の訴訟關係に因り昭和十三年一月二十一日以來營業休止中の處弊社に於

て之が讓受後は全線を地方鐵道に變更し地方交通の利便を増進せむとする計畫なるも資金調整法の實施に依り之が資金調達困難なる爲自松島驛前至松島海岸間の軌道運輸營業を昭和十五年十二月二十一日迄休止せむとするの件は五月十日監第八三二號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

松島電車 會社解散決議認可

松島電車株式會社申請に係る事業の不振に因り營業の繼續困難となり事業並工作物の一切を宮城電氣鐵道株式會社に讓渡することに決議したるを以て會社解散せむとするの件は五月十日監第八三一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

松島電車 軌道讓渡許可

松島電車株式會社並に宮城電氣鐵道株式會社申請に係る松島電車株式會社は事業の不振に因り自力を以てして其の營業を繼續すること困難なる状態に陥りたるを以て事業並に工作物の一切を拾萬圓を以て宮城電氣鐵道株式會社に

讓渡せむとするの件は五月十日監第八三〇號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

松島電車 所屬軌道を宮城電氣鐵道株式會社へ讓渡

に伴ひ官報公告

松島電車株式會社に對し昭和十四年五月十日監第八三〇

號を以て所屬自松島驛前至松島海岸間軌道事業並に工作物の一切を拾萬圓を以て宮城電氣鐵道株式會社に讓渡せし處官報に公告せられたり。

軌道讓渡 松島電車株式會社所屬自松島驛至松島海岸間軌道を宮城電氣鐵道株式會社に讓渡の件五月十日許可せり

(内務省 鐵道省)

靜岡縣

駿豆鐵道箱根遊船 抵當證書記載事項並元利支拂豫

算變更認可(第一順位)

駿豆鐵道箱根遊船株式會社申請に係る昭和六年八月十四日監第二一四六號認可を以て株式會社日本興業銀行及鴻池信託株式會社より均等融通を受けたる殘金八拾七萬二千圓

の償還期限を昭和十六年六月二十日迄に變更せむとするの件は四月十九日監第一〇八八號を以て内務、鐵道、遞信三大臣より認可ありたり。

駿豆鐵道箱根遊船 抵當證書記載事項並元利支拂豫

算變更認可(第二順位)

駿豆鐵道箱根遊船株式會社申請に係る昭和六年八月十四日監第二一四六號認可を以て株式會社日本興業銀行及鴻池信託株式會社より均等融通を受けたる三拾萬圓の償還期限を昭和十六年六月二十日迄に變更せむとするの件は四月十九日監第一〇八九號を以て内務、鐵道、遞信三大臣より認可ありたり。

駿豆鐵道箱根遊船 抵當證書記載事項並元利支拂豫

算變更認可(第三順位)

駿豆鐵道箱根遊船株式會社申請に係る昭和八年三月一日監第四二三號認可を以て株式會社日本興業銀行及鴻池信託株式會社より均等融通を受けたる貳拾萬圓の償還期限を昭和十六年六月二十日迄に變更せむとするの件は四月十九日

監第一〇九〇號を以て内務、鐵道、遞信三大臣より認可ありたり。

駿豆鐵道箱根遊船 抵當證書記載事項並元利支拂豫

算變更認可（第四順位）

駿豆鐵道箱根遊船株式會社申請に係る昭和九年八月九日監第二五一四號認可を以て株式會社日本興業銀行及鴻池信託株式會社より均等融通を受けたる五萬圓の償還期限を昭和十六年六月二十日迄に變更せむとするの件は四月十九日監第一〇九一號を以て内務、鐵道、遞信三大臣より認可ありたり。

駿豆鐵道箱根遊船 抵當證書記載事項並元利支拂豫

算變更認可（第五順位）

駿豆鐵道箱根遊船株式會社申請に係る昭和九年十二月二十六日監第四〇五五號認可を以て株式會社日本興業銀行及鴻池信託株式會社より均等融通を受けたる五萬圓の償還期限を昭和十六年六月二十日迄に變更せむとするの件は四月十九日監第一〇九二號を以て内務、鐵道、遞信三大臣より

認可ありたり。

愛知縣

名古屋市營 大會根線工事施行認可申請期限延期許

可

名古屋市中請に係る昭和三年三月三十一日附監第二二四七號竝に大正九年三月十日附監第二三五三號特許に係る大會根線の殘區間の軌道工事施行期限は時局柄鐵鋼材及鋼材統制其の他に依り材料の購入困難と財源たる起債の抑制等により軌道工事施行期限を延期せむとするの件は自名古屋市東區東大會根町本通一丁目五八七番地先至同市同區同町本通一丁目六一八番地先間を昭和十三年五月十八日迄とし自名古屋市東區東大會根町本通一丁目六一八番地先至同市同區同町中四丁目五八一番地先間は昭和十七年三月三十一日迄とし四月二十一日監第一二五一號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

名古屋市營 軌道工事方法變更及大會根線一部軌道

工事施行認可並車體外有效幅員特別設

計許可

り認可ありたり。

名古屋市中請に係る高岳線名古屋市東區東大會根町附近

名古屋市中請に係る八事線自千早至大久手間は道路管理

は現在五四貳及丁型五〇軌軌條を使用し、一部單線なるも之を復線となし、全部丁型五〇軌軌條に變更し、同時に軌條面を板石鋪裝とせむとするも、右は規定の車體外有效幅員を保有せざるに依り特別設計と爲し、又大會根線大會根町本通一丁目附近は道路幅員を狭く、交通上危険あるを以て大會根線一部(延長五三米六四)軌道敷設工事を施行せむとするの件は昭和十四年十月二十一日迄に工事着手し昭和十五年四月二十一日迄に竣功するものとして四月二十一日監第一二五二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可ありたり。

者に於て鋪裝工事を施行せらるゝに因り之を併用する軌道敷の簡易鋪裝工事を施行せむとするの件は五月四日監第一二六八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。
豊橋電軌 柳生橋線一部軌道工事方法變更認可
豊橋電氣軌道株式會社申請に係る國道三十號線の一部車道を管理者に於て鋪裝工事に伴ひ柳生橋線の一部四三一米一二を瀝青乳劑鋪裝に變更せむとするの件は五月四日監第一二六九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

名古屋市營 軌道工事方法變更認可

大阪市營(高速軌道) 淀屋橋停留場設計變更認可

名古屋市中請に係る自櫻山至市民病院間は道路管理者に於て車道敷の鋪裝工事を施行せられるに因り之を併用する軌道面も板石鋪裝となし、街路交通の安全を期せむとするの件は五月四日監第一二六六號を以て内務、鐵道兩大臣よ

大阪市申請に係る淀屋橋停留場は當初十輛連結の列車運轉を標準としたるも運輸の現狀に徴し差當り施設の要なき乗降場部仕上工の一部其の他の竣功を延期したるも右は當分其の必要なきを以て之を廢止せむとするの件は四月二十

二日監第一二六四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市警(高速軌道) 梅田停留場設備變更認可

大阪市申請に係る梅園停留場北拱部假檢車場に於ける第一號線南行線檢車用線路を二米九八一に短縮し、第二號線北行線と中央檢車線との間に一線増線し、之に伴ひ車止を各々移設し、増設部終端に車止を設置せむとするの件は四月二十二日監第一二六三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市警 工事方法變更認可

大阪市申請に係る西野田櫻島線櫻島驛前停留場に於ける輻輳する乗降客の緩和と利便を圖る爲同停留場安全地帯を擴張すると共に之に伴ひ渉線及電車柱一基の位置を變更せむとするの件は五月十日監第一三九一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市警 工事方法變更認可

大阪市申請に係る九條、高津線中磐舟橋、上本町六丁目

法 令

間一部道床及軌條重量形狀を變更せむとするの件は五月十日監第一三九二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪電軌 電氣工事方法變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る春季電力量多量需要期に對應する爲玉川變電所に於ける日本電力株式會社よりの受電容量を四、五の兩月中に限り一、〇〇〇「キロワット」受電増加せむとするの件は五月九日監第一三六一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神急行電鐵 下神崎川橋梁假設工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神戸線下神崎川假設工事土留工事に使用の長尺物鐵矢板は時局の影響に依り調達困難なる爲設計一部變更せむとするの件は四月二十八日監第一二〇四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

阪神電鐵 左門殿川橋梁假設工事使用期限延期認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る水害應急假設工事中の

一四七

左門殿川橋梁箇所軌道假設物使用期限は同橋梁の目下工事施行中なるを以て橋梁假設物使用期限を延期せむとするの件は橋梁假設物使用期限を昭和十四年六月三十日迄とし四月二十四日監第一一二三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電鐵 軌道工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る阪神地方屢次の水害に鑑み西宮市に於て六堪寺川改修工事施行の爲同川に架橋せる本線寺前橋梁の改築並に之に伴ふ施工基面の昂上を爲さむとするの件は五月四日監第一二六七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電鐵 假設物使用期限延期認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る水害應急第九十四號溝橋假設物は附近水害復興方針に對應善處の爲復興計畫確立迄期限を延期せむとするの件は假設物使用期限を昭和十四年六月三十日迄とし五月九日監第一三〇九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電鐵 左門殿川橋梁工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る昭和十三年八月二十七日附監第七二四二號認可を以て左門殿川橋梁改築工事中鋼材は全部手持材にて工事施行せむとする爲橋梁、橋脚鐵骨の一部を變更せむとするの件は五月十日監第一三七一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

神戸市營 踏切警報機設置認可

神戸市申請に係る交通の安全を期する爲長田車庫引込線に通過車輛の乗務員停車の上手動操作に依り警報現示の踏切警報機を又春日野道車庫引込線に既設車輛出入庫係員結所内に於て同係員の操作により警報現示の踏切警報機を設置せむとするの件は五月九日監第一三三七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

奈良縣

大阪電軌 電氣工事方法變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る二上變電所饋電區域内に於て新造客車十六輛運轉するに當り之が負荷狀態を考慮

するも現在に於ける常用出力にて充分なる餘力あるを以て
二上變電所の豫備機たる機械器具の一部を一時撤去し之を
八木變電所に移轉増設せむとするの件は五月二日監第一三
三六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

廣島縣

藝南電軌 抵當證書記載事項並元利支拂豫算變更認

可

藝南電氣軌道株式會社申請に係る鴻池信託株式會社より
借入たる償還金は昭和十四年一月三十一日迄の處目下の狀
態にては償還至難なるを以て元金支拂期限を昭和十九年一
月三十一日迄とし、支拂方法を變更し且つ利率を改定せむ
とするの件は四月二十八日監第一一五九號を以て内務、鐵
道遞信三大臣より認可ありたり。

山口縣

山陽電軌 自長府鳥居前
至印内

間電氣工事方法變更

認可

山陽電氣軌道株式會社申請に係る神戸製鋼所が鳥居前停
留場東側海岸埋立地に分工場を建設することとなり之に所

要の電力を山口縣が供給することとなりたるを以て之が配
電線を既設配電線電柱に共架する爲自長府鳥居前至印内間
の海岸側電柱を撤去し、縣に於て同一位置に建植さるゝ配
電線電柱二十本に共架するやう電氣工事方法を變更せむと
するの件は四月二十一日監第一一五七號を以て内務、鐵道
兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

朝倉軌道 橋梁所定動荷重變更認可

朝倉軌道株式會社申請に係る從來の所定動荷重及最大應
力表は各車輛種別毎に調製せるも何れも許容應力度に尙相
當の餘裕ある爲其の許容限度内に變更せむとするの件は四
月二十四日監第一一二五號を以て内務、鐵道兩大臣より認
可ありたり。

九州電軌 抵當權設定認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る株式會社日本興業銀行
を受託とし舊擔保附社債の償還の爲め借入金返済及事業資
金充當の目的を以て軌道財團及工場財團を擔保として社債

募集の爲第一順位の軌道抵當權を設定せむとするの件は四月二十四日監第一一五八號を以て内務、鐵道、遞信三大臣

より認可ありたり。

逐條土地收用法資料 (一〇)

高坂孝三

一三、協議不調及協議不能ノ意義

(内務大正七年十一月)
大阪府知事宛土木局長回答案理由

(要旨) 協議調ハサルトキトハ起業者カ所有者ニ對シ買収ノ申込ヲ爲シ之ニ對シ承諾ヲ得サル場合ヲ謂フヘク協議ヲ爲スコト能ハサルトキトキハ所有者明カナルモ正當ノ事由ニ依リテ協議不能ノ場合ヲ指稱スルモノトス
土地所有者死亡シタルニ遺産相續ニ關シ係争中ニシテ相續

人ノ確定セサル場合或ハ收用セントスル土地ノ隣接地主間ニ於テ所有權ニ關シ係争中ニシテ所有者ノ確定セサル場合等ハ協議ヲ爲スコト能ハサル場合ニ該當セス

(原文) 大阪府知事照會ノ要旨ハ(一) 收用スヘキ土地ノ舊所有者ハ家族ナリシニ該所有者死亡シタル爲遺産相續ニ關シ係争中ニシテ相續人ノ確定セサル場合(二) 收用セントスル土地ノ隣接地主ニ於テ各自所有權ヲ主張シ係争中ニテ所有權ノ確定セサル場合ニ於テハ土地收用法第二十二條第二項ニ依リ收用審査